

## 工事請負契約約款

### (総則)

第一条 発注者及び受注者は、各々が対等な立場において、この約款（注文書及び注文請書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（設計図面及び仕様書をいう。以下同じ。）がある場合にはそれに従い、誠実にこの契約（この約款及び設計図書を内容とする請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）を履行する。

### (権利義務の承継等)

第二条 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

### (設計、施工条件の疑義、相違等)

第三条 受注者は、設計図書又は発注者の指示によって施工することが適当でないと認めたときは、直ちに書面をもって発注者に通知する。

2 発注者は、前項の通知を受けたとき又は自ら前項に該当することを発見したときは、直ちに書面をもって受注者に対して指示する。

### (施工に伴う第三者損害)

第四条 施工のため、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛争を生じたときは、受注者はその処理解決に当たる。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

2 前項に要した費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、その費用は発注者の負担とする。

### (危険負担)

第五条 天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

2 前項の損害について受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。

### (完成及び検査)

第六条 受注者は、工事を完了したときは発注者に検査を求め、発注者は、速やかにこれに応じて受注者の立会いのもとに検査を行う。

### (請求、支払い)

第七条 契約書の定めるところにより受注者が部分払又は中間前払の支払いを求めるときは、請求書を支払日の前月末までに発注者に提出する。

2 工事完成後、検査に合格したとき、受注者は発注者に請負代金の支払いを求め、発注者は、注文書又は注文請書に定める条件に基づき支払いを行い、受注者は契約の目的物を引渡す。

### (工事目的物の契約内容への不適合)

第八条 受注者は工事目的物が契約内容に適合しない場合（発注者の指示を原因とする場合は除く）には、工事目的物の引渡しの日から一年間修補の責めを負う。

2 前項の場合には、発注者は相当の期間を定めて受注者に修補を求めることができる。ただし、修補費用が過大である場合（修補内容が軽微でかつ過分の費用を要する場合や、費用が請負代金額を超過する場合を含むがこれに限らない。）には、受注者は、適当な損害賠償でこれに代えることができる。

### (工事の変更)

第九条 発注者は、必要によって工事を追加し、若しくは変更し、又は工事を一時中止することができる。

2 前項の場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

### (工期の変更)

第十条 不可抗力によるとき又は正当な理由があるときは、受注者は、速やかにその事由を示して、発注者に工期の延長を求めることができる。この場合において、工期の延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

### (請負代金の変更)

第十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- 一 工事の追加又は変更があったとき。
- 二 工期の変更があったとき。
- 三 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

(履行遅滞及び違約金)

第十二条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書の特約事項により、発注者は、受注者に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年六パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

- 2 発注者が第七条第二項の請負代金の支払いを完了しないときは、受注者は、発注者に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年六パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。
- 3 発注者が前払又は部分払を遅滞しているときは、前項の規定を準用する。
- 4 発注者が第二項の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合において、受注者が自己のものと同じの注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受注者が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。
- 5 発注者が第二項の遅滞にあるときは、この契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は発注者の負担とする。
- 6 受注者が第一項の遅滞にあるときは、この契約の目的物に生じた損害は受注者の負担とし、不可抗力の理由によってその責めを免れることはできない。

(発注者の解除権)

第十三条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知してこの契約を解除することができる。この場合、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する。

- 2 前項に基づきこの契約が解除されたときは、工事の出来形部分は発注者の所有とし、発注者と受注者が協議の上清算する。このとき前払金額に残額のあるときは、受注者は、その残額について利息を付さずにこれを発注者に返す。

(受注者の解除権等)

第十四条 発注者が前金払、部分払の支払いを遅滞し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払いをしないとき、受注者は工事を中止することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者はこの契約を解除することができる。
  - 一 受注者の責めに帰すことができない工事の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上、又は二ヶ月に達したとき。
  - 二 発注者が工事を著しく減少したため、請負代金が三分の二以上減少したとき。
  - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行ができなくなったと認められるとき。
  - 四 発注者が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。
- 3 前二項の場合においては、受注者は発注者に損害の賠償を求めることができる。
- 4 第二項による契約解除については、前条第二項の規定を準用する。

(反社会的勢力)

第十五条 発注者と受注者は、自ら又は自らの関係者が反社会的勢力等ではなく、又は、反社会的勢力等が経営に関与していないことを表明し、また将来にわたってそのようなことが無いことを確約する。

- 2 発注者と受注者は、相手方が前項の定め違反した場合、催告を要することなく、この契約を解除することができる。
- 3 前項の解除に伴い解除された当事者が損害を被ったとしても、相手方に対してその損害の賠償請求をすることはできない。

(紛争解決)

第十六条 この契約に関して紛争が生じた場合は、発注者と受注者は調停により解決を図る。ただし、金銭の支払い請求に関しては裁判上の手続きを妨げない。

(補則)

第十七条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。